



刻反

祝詞略解

久保季茲著

六

特別
イ 4
3163
167(6)



貴
44
3163
167(6)



祝詞略解六之卷



久保季茲 編輯
矢部文載 校正

出雲國造神賀詞 考云神代紀一書に高皇產靈尊勅大己貴
神曰云云當主汝祭祀者天穗日命是也そよく穗日命ハ
須佐之男命の御子也大名持命ハ須佐之男命の六代の孫
也さきども大名持命ハ須佐之男命の詔と受得て天下を
平け諸の國を作り成て大國主にたへすれば天つ神王と
いふども遂にハ媚給ひて言治め成し坐しつ然きは穗日
命の天降て三年なるまを漸に媚和し宜き時と以て天に
復命て遂に天夷鳥命布都主命を天降し建き御稜威と和
し治ると二つもて大名持命の日隅宮をば天神の御巢な

して崇ま齋ひ祭らむちふ契して避ひをまり坐しめたる
は専ら穗日命の思兼に与れり故に終の祭とば此命の
さむものど詔ひし也云々○後釋云國造ハ久爾乃美夜
都古と訓て國々にある御臣の由かり云々○神賀詞は本
に加牟本岐乃許登婆と訓て人もみな然唱ふめまども出
雲風土記に國造神吉詞とも神吉事とも書たれば加牟余
碁登と訓べきなす万葉廿に餘其騰と見え書紀持統天皇
御卷に天神壽詞とも見ゆ此詞をも續紀に神賀事神賀辭
神齋賀事神吉事續後紀にハ神壽とも書をたり○出雲國
造ハ古事記に天菩比命之子建比良鳥命此出雲國造等之
祖也書紀に天穗日命是出雲臣土師連等祖也と見ゆ云々
此神の事も此國造のこと母古事記傳七卷に委いへり云

々○講義云天皇本紀ハ天種子命奏天神壽詞即神世古事
類是也と見えぬ此ハ中臣壽詞の事あるが如此臣連の
家々に傳へたる神世古事の有と朝廷に參て聞上る詞を
余碁登とハ云りさるハ皇御孫命の天降坐て初國知看を
始に當今仕奉る臣連の祖々ハ何を其事に功しく仕奉れ
りし勳功ます神にまを故に其勳功發呈とあどハ子
孫の人ハの其餘慶ありて滋蔓居るのみならず其先祖乃
勳功に資て天津日嗣の終古無究に定り坐る御事なれば
上下に通りと甚々めてたき神世古事なる故に余碁登と
いふ號は出來りし也○今按に出雲國造と任せらる儀
式詳に貞觀儀式に見えたり太政官曹司廳にてあるなり
さて其後に神祇官廳にて國造に負幸物を賜ふ先づ太刀

一次に絲約^廿絹^十調布^廿端^廿鈿^廿口^廿等次々に賜ふ何きも手と拍
て取り後取に授る最後太刀と取て出づる由くはしく臨
時祭式に見へたりさて國に歸りて齋をる事一年にて京
に上る神寶を献りて神壽詞を奏し又後齋一年にて再
び入朝し神壽を奏すゑと初の如くその神寶は玉六十八
枚赤水精八枚白玉精十枚金銀裝太刀一口長二尺六分
八寸七寸倭文二端各一丈四尺廣二寸并置案
盃^軒御贄五十昇^十昇^別盛^こまなり右等の事も臨時祭式に
委し後釋などにも引出られたまど事長くて初學の者に
は中々に解安かゝるまじくおぼゆれば今略して其大旨と
舉るなり又此壽詞を奏すこと日本紀にはすべて見へず
續日本紀靈龜二年二月の下に始て見えたることあるも

同書に見えたり委く知らむと思はゞ披き見るべし今は
略次主と云はれは省きて載せず○また講義に國造の神壽
詞を奏を席へ天皇の大御許より遙に下りてある故に神
祇官人取傳へて奏すなりとて紀に出雲臣果安齋竟奏^神
賀事^{神祇}大副中臣朝臣人足以其詞奏聞とあるを證とし
又後齋の時にハ負幸物を賜らぬ事負幸物とハ行先の事
と負する由にて吉事を奏せと仰せ玉ふ表物あること又
紀と通覽するに前後とも仕奉りしハ廣島豊持二人のみ
なれば定れる例なから其間に御代の改るか世中に事わ
るゑなどにて前齋の事ありて後齋ハ無きこと、見えた
る趣などを論へりこハ然もあつべけれと實には詳に知
るべきにあらざればすべて全文を擧げざらゞ後の考の

ため少り其説を記せり
八十日々波 講義云八十日々は八十來經よて大抵其月乃
中に數多數ある日數をいふ
今日能生日能足日 考云生日ハ物の生榮ゆる日足日ハ事
の足滿は日也生魂足魂生弓足幣などの生足にひと〇
後釋云日え多くあまども其中に今日ぞ吉日とほぎ稱へ
てふく申す也〇講義云神祇官より豫に神壽詞と奏す吉
日とトへて太政官に申すと宮にてそと擇て其行はるべ
き日を奏聞せる其當日と云なり 臨時祭式ハ神祇官長自
監視預ト吉日申官奏聞
とある同事を太政官式に神祇官預釋吉日申官奏聞と記
せるにト字と擇字とを換用たるを思ふハ神祇官より某
々、日は吉日なりトトへ申せるを官にて君臣れ
間に故障なき日を擇て當日を定め申せるなり〇今按に
本に足日の下に爾字なきと考に補はれ後釋にも必有べ

いといはれあり誠にさることあまど若え本より無り
も知り難しをるハ此詞は無き文字も添て訓むべき例わ
る大倭國申天また天乃美賀秘冠利天などの如し

出雲國造姓名 後釋云姓名と書けるは此詞を奏す國造の
みづらの姓名を申す所り

掛麻久畏岐 考云言に掛けて申すを畏きなり

明御神登 考云公式令に明神御宇大八洲天皇宣命に顯御
神とある類みかアキツカミアキツミカミと訓と申すべ
く万葉に明津神吾王とあるハアキツカミとふむ外無げ
きば也さる天皇ハ今明りに世におはします御神と崇み
畏とて申す言あり〇講義云登ハ爾天と云ん如し皇止
座父止坐なども皇にて坐す父にて坐す也

大八島國 考云大八洲國の事神代紀に見ゆ
大御世乎 今按此四字本に無きを考に補えられたり後釋に
も云れたる如く無くて尤あるまじきなり
午長能大御世 今按に祈年祭詞に見えたり
齋 講義云こへ出雲國造が遠祖天穗日命に大國主神乃祭
祀を爲しめ給ひて皇御孫命の大御世を長く遠く齋しめ
給へる天神の御旨に依て殊更に國造に任られたる始に
其次第と受賜れる初に齋爲て祈奉ると云るにて此ハ式
に國造還國潔齋一年とある間の所作なまの齋の狀ハ
次に所見たる如し是ハ詞に親神魯岐神魯美命云々次
乃隨爾供齋仕奉とある主意なりける然れハ此ハ國造ハ
其大神と齋奉り其御守護に添て禮實の物を献りてと以

て天皇の大御世を齋ひ言壽奉まゝる由あるものあり
加後字 考云後齋には云々手長能大御世登齋後齋登爲臣
とあるべし然を小字に加後齋字とありけむと是も今本
ハ字落くなり
青垣山内 考云青垣山とは垣の如く山の回り立るといふ
古事記景行段に多々那豆久阿袁加伎夜麻基母禮流夜麻
登志字流波志また三室山をいひ万葉にも吉野山と詠
しうば何處にても山をを青垣といふなり
伊射奈伎乃日眞名子 考云出雲風土記に伊射奈枳の麻奈
子にまを加武呂命とあひ云々又万葉に父母に吾者眞名
子曾といふを愛子と書し有ば實の子といひて愛みの
言なる由なり云々眞之子とハ親み愛しむ詞日ハ日子乃

日に同じ云々○後釋云熊野宮ハ須佐之男大神に坐こと
論なく此事ハ古事記傳九の卷にも云る歟猶云はゞ此大
神ハ伊邪那岐命の御子等の中に天照大御神月續命須佐
之男命ハ殊に三貴子と古事記にも見ゆ書紀にも珍子と
あてて殊にとぐれたる御子なるゆ故に眞名子とハ申せ
るなり云々風土記に伊弉奈杵の麻奈子坐熊野加武呂命
とあるももとより須佐之男命なりさて熊野社の今説よ
は上宮三社ハ中伊邪那岐命伊邪那美命左早玉男右事解
男なり下宮ハ天照大御神須佐之男命なりといふなれど
も神名帳にたゞ熊野坐神社とのみ有て幾座といふこと
無れば官帳に入て式に載れると主として祭る須佐之男
命一座のみあり其餘ハ皆添て祭る神はて官帳には入ら

ざる神也云々○今按にこゝの考の説誤あること後釋に
論れたるが如くなれば多く省きて引たり其心して見る
べし

加夫呂岐 考云神漏岐あり云々○後釋云神祖なく須佐之
男大神ハ大名持命の祖神にますゆ故に出雲國にてハ殊
にかく申すなり

熊野大神神御氣野命 考云式に出雲國意宇郡熊野坐神社
大神云々○後釋云神御氣野命と申すハ即ち須佐之男大
神の此熊野宮に鎮り座す御靈を稱へ奉れる御名なり大
名持命とも倭の大三輪に祭る御名は別に大物主神
玉命と下にある類にて同神も其社々に祭る御名の別に
ある例他にもあり云々

國作坐大穴持命 考云此命は須佐之男命の五世の冬衣神
の御子にて大神の御女須勢理毘賣命を嫡妻とし且大神
の天沼琴生弓矢生太刀を得つれば遂に荒ぶる八十神と
平けて大國主となれちふ大神の御讓の詔を奉て諸國を
大人はき玉ひきりく其國と天孫にゆづり奉りて日隅
宮に隠れまゝぬ其宮即ち此杵築宮也うゝまゝに出雲
はをどよりにて天の下に此を齋奉らぬ國縣も無く天皇
も天照大御神に並て齋ひ奉り玉ひあり云々式に出雲
郡杵築大社 名神この外風土記に委し

百八十六社 考云出雲風土記に合神社參百玖拾玖所 八十
四所在神祇官二百とあり風土記は此詞よりいと後和銅
十五所不在神祇官六年の命ふて奉りしなれば増はずとも減はせしを今あ

る風土記の字ハ誤つらむ又今の式に合て百八十八社あ
るハ後に加へらまゝあらむ○講義云神名式に出雲國一
百八十七座 大二座小百とあるハ右兩神宮とも列ねたる
員數なるか此に百八十六社とあるらハ延喜より以前
に奉神壽の事ありし度の事あるなり云々風土記にハ合
神社三百九十九所一百八十四所在神祇官二百十五所不
在神祇官とあれを此詞にては二社加えり神名式にてハ
三社増加したるなり
皇神等乎 後釋云皇神とは何の神とも尊とてあく申も也
乎といふ辭ハ下に志都宮に志靜米とある所へ係れり
某甲 考云國造なり○後釋云姓名とか、ずしてかく書る
たこ、にてハ姓をば申さぞ唯名ばかり申すを名我とい

書難き故にあくは書るか云々

弱肩爾云々 祈年祭詞に云へる

伊都幣能結結 後釋云伊都の何にまれ齋み清めたる物に

いふ言也云々幣の奴佐と訓べし万葉などに幣とも幣帛

とも多く書りさてこゝは木綿を云るなるべし又木綿と

麻とにてもあるべし緒と結といふら云るにて即ち

木綿麻なり常より麻をば衰と云り結やば國造の頭の髪

にゆひ着ると云るにて謂ゆる木綿鬘なるをあく云ひあ

せるは古の文なり云々

天乃御賀秘冠利天 後釋云こゝ天之御蔭登冠理豆なるを

氣字を秘に誤るなり云々氣の下に登といふ辭を訓と

着くべし古書どもに豆爾表波の字をも添て書る文にも

登字をえ省きて訓着たる例多し云々さてあく云るは即

ちの木綿を頭に着ることなりそは御殿の事と天の御蔭

日の御蔭と隠り坐すと云る如く空に覆ふ由にて頭に蒙

る物をも文よかくは云る也云々

伊豆能眞屋 考云齋屋おればりく云り兩阿と眞屋といふ

とはこゝは異なり○講義云伊豆の例の嚴重に忌清みた

る意眞屋は齋屋にて國造の齋館の中にて御饌御酒を調

る屋を云なるべし

鹿草乎 考云人氣に穢れぬ遠き野山の草は用る故にあら

草と云○此類のあらは生れなむらちふ言也○後釋云今

も神事などに用る薦とばあらむらちと云り

伊豆閑黒益之 考云古への塙缶懸かどと皆閑と云り云々

黒益の益は借字にて辭なりさて薪して焼は黒くなるもの故に飯など焼ことをりく云り田舎人のなべのまじり黒ますといふ是なりこは神の御食又ハ吾齋食ともいふべし○後釋云伊豆閑ハ書紀神武卷に嚴瓮此云怡途背と見ぬ又古事記書紀万葉みどに忌瓮ともあり其外も古に瓮と云る多し奈閑は魚葉瓮なり云々黒益之は考の説の如く黒くすると云

天能隠和 考云天はほむる言隠ハ酒と醸る器なり和ハ借字にて回なり回はそのほとりといふ万葉に祭神齋戸乎前坐置また齋戸乎忌穿居又忌瓮を床邊にとゑてなどといひかへてこゝと知あり○後釋云和名抄に本朝式云隠美加辨色立成云大甕和名同上と見え古書に美加には常に

甕字とも用ひたり諸の祝詞に御酒者甕上高知甕腹満双豆などありさて隠和と云をたゞ隠にて和に別に意あるにあらざ三輪の輪と同じ三輪も御酒と醸る隠のとなり万葉二に哭澤之神社爾三輪須惠とあるにて知べしされば美和と云も隠和の畧にて有べし又今世に一斗ばかり入る大鍋を斗那和といふその和も同じく聞ゆまば和は隠また大鍋などの類の器の惣名あるべしさてこゝに御酒の隠一つと云て其餘の種々の御食つ物をも兼たる文也伊豆閑黒ましと云は御酒のみの用に非ず御食物など煮炊くを云るれより一つゞきの文なるを以知べし爾齋許母利氏と云る爾は其隠のあたりにといふ意にはあらず御食御酒などを調へなどして其事に齋とも

るといふ也こもる所ハ伊豆乃眞屋なり云々○講義云天
はぬぐに美稱ことにあらず天の物の美しきに擬作れる
をもて添云るものたり唐とい天手扶と一物なるお手を
以捏ハ製れるお其形容の嚴めしきを以號くる所なり
志都宮 後釋云神を鎮め奉る宮といふことなりさて此宮
は上に云々皇神等乎とあるよりつゞきて出雲一國の神
々を請奉る宮みりされハ此宮は常の宮にハあらせ此齋
のため新に造るなるべし

志靜米仕奉_臣 後釋云志靜米は或人志都米と誤まるなり
と云り然るべし○講義云上に擧たる熊野大神杵築大神
二柱を始めて百八十六社の神々と志都宮に鎮り坐しめ
て一年の齋の間仕奉るを云るりあくして天皇の大御世

を手長の大御世と堅石に常石に齋ひ祈り奉りその齋一
年の間爾禮代の神寶を調備へて祈申す國造と守奉る皇
神等の禮代とみすは此に依りなり これまでの文は前よ
國造に任せ奉り負幸
物を賜はり還て其國にて
齋爲し時の事をいふあり

朝日能云々 講義云こと朝廷に參向て神壽詞_次申_次時を
云なり臨時祭式に凡國造奏神壽詞日平且神祇官試國造
奏事とあれば其事畢て後なれを平明にハ非れども朝乃
間にてある事ある故にうくハ云なり

伊波比 考云齋なり

神賀吉詞奏賜波久止奏 後釋云是まてハ此吉詞の序の如
し○考云こハ初よ召上られて位と負幸物を賜はる大神
等を齋奉りて天皇乃御代を賀奉れちふ御こととすけて

其事仕奉れる齋乃竟りつぎば彼大御言の復命を申即神
賀乃詞奉るといふなり此詞は其大神たちの御詞に國造
の言を取合せて申せり云々下に神の禮自利臣の禮自と
云る是なり○講義云なほ其本儀いはゞ此奏神壽の大較
凡ては天穗日命の故事に擬せらるものなりそ一に任出
雲國造ハ右の神等を國形見に降しめ玉ふに比ひ二に賜
負幸物は其出立に臨て兵器及祿物を賜ひしことの有け
むを擬ひ三に國造の國に在て齋して皇神等に仕奉るこ
とハ天夷鳥命など乃大國主神を媚鎮免玉ひしに容どり
四に神寶を撃ることは大國主神の平國廣矛以下の神寶
を皇孫命に献り玉へるを天夷鳥命取持しつゝも猶禮寶
を献り玉ひけむ例を引き五に神壽詞を奏すことは和順

たまひし大神の御言を取傳へて復奏し又己命の大神を
齋ひて皇孫命の御世を眞幸く在しめ奉らむと申し玉へ
りし事の如く物することにて凡てハ神代の趣を模擬た
るものなり云々天穗日命の天に還り上りて申上給ひし
古事の趣を立て後世に至るまでも行へる義也云々

高天能神王 考云これより神賀の詞也○講義云天祖と云
むお如く高天ハ天原のことあり常に高天原と云まば然
あるべきと高天とのみ云るハ天上の事に用なく軽く
天と云て事足りぬべき所なればなり云々○今按に神王
を古くカンミオヤと訓み考にはカブロギと訓れ後釋に
は神祖の誤ありといはれ古史傳にハカブロと訓むべ
由いはれ講義にハ字は元のまゝにてカムミオヤト訓む

べしとあり熟思ふにカムミオヤとあるぞ穩なるさまと
史傳に王字は主の義に姑く借たるならむとありてそれ
も聞えぬにあらねば舊のまゝ字と王としてカプロと訓
まおくべし字を改めずしてミオヤと訓まむは中々に誣
るに似ぬ

事避奉之時 後釋云事避尤決めて後の誤にて事依なるべ
し必事依と云へては叶はぬ所なり其故へこの文へ高
御魂神魂命乃大八島國を皇御孫命に事依奉し時といふ
事なれをなり云々若是を事避とする時へ高御魂神魂命
の避り玉ふになるなり然るを考に大名持命の避たまふ
事に云れたるは甚しき強言なり大名持命の避玉ひし事
へ次に在れば此に云べきに非ず云々

出雲臣等我 考云この臣へ加婆禰なり○後釋云出雲氏
の臣の尸なりしこと古事記傳七卷に云るが如し
遠祖 今按に祖字を本に神とあるを考に祖字を落せる物
とし後釋に神へ祖を誤るなりとありこへ實に後釋の
説の如くなるべし

國體見 考云下つ國の有さを見せに降し玉ふにて専らば
大國主神又ははつて荒び猛ぶ諸神の様を見て治り從へ
つべきや否やを見なして事を成さむ爲なり仍て國體と
書けり○後釋云凡て事のありさまとも加多といひ阿理
加多とも加多知ともいふは古言也○講義云天下大八島
國乃風土を見せに降し遣たる也云々風土と國體といふ
事は出雲風土記に國之大休首震尾坤東南山西北屬海と

見え又其文中に吾敷坐地者國形宜とも國雅美好有國形
如畫鞞哉と見ゆ然れは風土記乃訓國形文あるを思ふ
なを云なれども國体見と云ときと猶其土地の險易
に住る人物れ消息をも伺ひ察るを云なり云々
天翔國翔氏 万葉五に久堅能阿麻能見虛喻阿麻賀氣利云
續日本紀乃宜命爾朕必天翔給天見行之退給此云々宇
都保物語に天翔りても如何かひなく見たもふらむなど
あり此はみな神また人の靈などの天上より翔り降る由
なる也此なるハ天をも國をも翔り行つ、此國の狀を見
免ぐりたまへると云なるべし○講義云鳥などの飛翔る
如く虚空を往來ひ玉ふなり
如五月繩 考云さばへなすちふ言は古事記日本紀にも萬
葉杯にもありて既に出たり

水沸 後釋云みなわきと訓べし皆沸也古事記に惡神アラハヒ之音
如狹蠅皆涌萬物之妖悉發とあるにて知べし水は借字に
て上の墨益之乃益乃如し○今按に講義に如五月蠅ハ水
の飛廻る狀。水沸は水の涌上るを云とゆれど予は後釋の
説可しとおぼゆるなり
如火瓮 考云火瓮は瓮の内にて燒猛火の光をいふ云々○
後釋云火瓮は此字の如く瓮内ニ燒く火なること考にも
云きたるが如し然ると神代紀に夜者如燦火而喧響之燦
火此云褒倍とあるハ心得ぬことより其故ハ燦ハ字書に
火飛也と注したれば火瓮にハ叶はざ又喧響も火瓮に由
なければなり故熟思に彼の紀の文はもと事の混亂マヤカシある
傳の有しをそのまへに心得て書れたる物なりとの混亂

と云ハ先古事記に惡神の音如_ニ狹蠅皆漏万物之妖悉發とある音ハ狹蠅の如く沸_ク音なると又一の傳に是_ハ晝と夜とに分て二物に譬へて云る如_ク混きてりれ音を夜の方の火瓮に屬て云るなりさてかく混れて音とあるら晝紀の撰者の意に音ある火は燦火ならむと心得て火瓮ハ燦字を當て書れたるものなり彼紀の文字にはり、る類猶多し心して見るべし然きども火瓮は然譬にいふばかりの音ハあるべくもあらざ又晝に對へて夜を云むには光こそ似つかはしけれ喧響ハ夜に限らぬ事なれば似つらばしりら_ニ又の一書に螢火光神とあるも同意の如くへなるにても必_ス光あるべき事_ハるければ此ハ此詞に光神とあるぞ正_シかりける○講義云瓮の内にて火を燒く

如く圓々とし急る火球と化て邪神の荒ぶるにて今も稀々に闇夜などに光物とて虚空と飛廻ることのある其等も邪神は往來ふこと、おぼしき如_ク其等の妖物は螢火の如く群_ルり飛競へらむはいかに妖々しくありけむ木立講義云大殿祭詞大稜詞遷却崇神詞なるは下に草の片葉といひて其樹立を全木ともしよりにて伐代までもといふ意なればキチタキと訓べきこと其下に云る如_クきを此ハ然らず次に草の片葉といハ凡ての植物を含まて云るなれば汎く許院知と訓ぞ宜しうへき青木沫毛事問天考云事ハ言なり水之阿和の乃阿の約_ナなる故に美奈和と訓荒國在考云荒ぶるのふるは其様をいふ辭のみ國在とハ

久爾に阿利ちふを邇阿の約奈なれば久爾那里と云ふ今
本に久邇阿利と訓くハ荒びぬ國も有也如く聞えて爰に
叶はぞ

然毛云々所知坐之米申氏 考云三年餘の間ハ大名持命を

漸に媚和して遂に時をばりて天に歸上り二神を申
し下して平けたるなり

己命兒天夷鳥命爾云々 考云此神たちあ、には天夷鳥布
都怒志といひ古事記には天鳥船建御雷と擧げ日本紀に
ハ經津主武甕槌と擧て各異なるハ傳への區々なるのみ
云々○講義云此詞ハ荒ぶる神等と撥平たる事より大國
主神を媚鎮めたる方全文に互りて其用重き也故に天夷
鳥命爾布都怒志命と副くと續けたるにて出雲國造也已

也祖神也るをもて私ハ他神を誣たるには非るなり偕こ
、に布都怒志命とあるハ健御雷命を略けるにて古事記
に建御雷神一柱と載て布都主神を略けるに同じ
荒布留神等乎撥平氣 考云万葉に不仕奉國と掃と云々○
後釋云古事記に大名持命の八十神を每河瀬追撥また神
武段に退撥不伏人等万葉十九に掃平とあり
國作之大神乎毛云々 考云風土記に此大神と所國作大神
と有をば所にふりてクニツクラセル大神ともクニツク
ラシ、大神ともふ免りこハ其國造く、ど訓に依るべ
く然れば之は、此上は黒益之とある如く傍に書る假字と
す○講義云乎毛の詞ハ荒ぶる國神と言向に天降く玉ふ
事の因に此大神とも媚鎮めて此國と事避奉らくめ玉ふ

あり云々媚ハ記傳に常にも許夫と訓み字鏡に嫵媚也古夫と見_レ靈異記にも媚許備とありとあり又通證に世俗謂依親人爲媚附とある如く大國主神の御許の依親み玉むて其御心_ハ捐_ハ込させ玉はじと程よく會釋ひ玉ふ_レ以ふかり

大八島國現事顯事 後釋云現事を字都志許登。顯事は阿良

波爾許登と訓べし同意なることと如此様に二つ重ねて云ハ古文の常あり然るを考に現と顯とを分けて説きたるハ強言にていとくた_レ云々○講義云大八島ハ物なり現事顯事ハ事あり大國主神の主領_ハき所有_ハせたまへり物と事と二つなから事避りて皇御孫命に獻ら_レめ玉へり_レなり云々現事とは現世の事といふあり云々父

大神より顯國魂神となれと詔ひ云々顯國と作り堅めて其恩賴を蒙_レり免玉ふ由の御名にて其恩賴を蒙ら_レめ玉ふ御業となはち現事也云々顯事ハ神代紀に云々この顯事ハ顯露事を省きたるものあるが云々阿良波とは隠れたる物の顯る_レに等しく人には各自に現事の作業ありふは吾一己に成て其餘を人に及ぼすなるが顯事_ノ行狀ハ人に對る愛憎に成て其身に歸ること也君父に對て奉仕へ妻子に對ひて憐愛み爲など皆外物の爲に賞罰の身に歸る所ある此をいふ也幽冥事は此反にて人の顯露に上の善惡を正し見_ルま_トく包_シて成_ル事_ノ玉ふなり云々○今按に講義になを現事顯事_ノ別を委しく云へ_ルり精_シき_ニ過て中々に疑_ハる_レき事さへあれ

ば今大凡省けり

靜坐奉大倭國申天 考云こゝへ未天孫天降坐さぬ前なれば靜坐む大倭と云り云々○後釋云靜坐奉ハ一づまり坐むにて大宮造して今ゑり住玉はん事をいふ也云々この文ハ皇御孫命波大倭國爾鎮坐奉止申天と有べきといも、り詞のいひさま違へり其故は是ハ大名持命の出雲國にて申たまふ語なるに靜坐奉大倭國止申天と云てハ即ち其大和國にて申給ふ語となまきばるり故思ふに大名持命の語には叶はざれども此ハ後に國造の倭の京に参りて其倭に在て奏す詞なれば自らかく申せるにもあるべくそハ譬へば此大倭國を皇御孫命の靜坐む大倭國と申てといふ意也○古史傳云此程ハ猶未皇孫命の大和國に宮敷坐むとて天皇祖神等も議定免玉はざる時なるに

此大神の如此しも詔へるハ彼國ハ固り後に皇孫命の宮敷坐べき地と彼國作の時より心に舍て作り設たまへるなるべし云々

八咫鏡爾取託天 考云古事記に有光海依來之神云々吾者伊都岐奉于倭之青垣山上此者坐御諸山上神也神代紀云々意右に大己貴命問曰云々汝是吾之幸魂奇魂今欲何處住耶對曰吾欲住於日本之三輪山故即營宮彼處使就而居此大三輪之神也といへり今異なる事もあれどろの凡同し事に落たり○講義云八咫鏡を御靈代として也字畫に託依憑也と見ゆ○史傳云託は付の意にて其和魂を此鏡に奇憑玉へる由也○大物主神の三輪に鎮坐る由縁はやがて此神の御託にて既く祭り玉へること云々彼時にハ

只詔ふまに、社を作りて祭り玉へりと聞ゆるを是より後に皇孫命の近守神と立奉りたまへる故に己命の御魂なからも別に稱へ名を奉りて新に八咫鏡と御靈代として鎮祭り玉へる由也

倭、大物主云々 後釋云大物主と申すは三輪に限りたる御名なり大名持命の一名に非ず櫛毳玉命も三輪に鎮坐す御魂と稱へたる御名にて同じことぞ ○神名帳に大和

國城上郡大神大物主神社 名神大月次相管新管とあり 神奈備 考云神の毛理あり毛理の約美なれば神奈美といふぞ本なるを美と備は常に通えし云々万葉に毛理ちふ

事に神社と書しかばこゝも三輪の神社ちふ意となりぬ云々 ○講義云神並の義也神代紀に宜領八十萬神永爲天

孫奉護とある如く山口もあれ社にもあれ神の鎮り坐す所には其支神も共に侍ひ坐す故に然云りと聞ゆ云々出雲風土記に神名樋山の地名見えたるも有石神高一丈周一丈許側有石神百餘計とある是よて神並の義を知るに足れり 考に云々とありと ○今按に此説亦一説に備ふべけきは擧つ も迂遠き説也云々

阿遲須伎高彦根乃命 考云此大神の事ハ紀に見えて明らかなり

葛木乃鴨 考云此社の葛木山の東南の麓の鴨ちふ所に在て他より高き所あれば高鴨社とも云なり ○後釋云神名帳大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彦根神社四座 並名神大月次相管

嘗新

宇奈提乃神奈備 考云今本宇奈提爾坐とわれどよく言と
連糸云る中には是れみ違ひてを文を成さず仍て乃神奈備
ちふ四字を補つ○宇奈提ちふ所は高市郡畝火山の西北
に今も雲梯村といふ有、そこあるべし和名抄に同郡雲梯
宇奈氏とありかくて事代主の神社は高市葛城二所に在、
天武天皇紀に此大神高市郡の大領に依まゝて吾者高市
社所居名事代主神云々と告玉ひ式の高市郡に高市御縣
坐鴨事代主神社大月次と見ゆ又同式の葛上郡に鴨都波
八重事代主命神社新嘗 名神大月次とて今もあり社も大
なりこ、は右の高市郡の神社を云と見へたりさて万葉
二不モ想乎想ト常云者眞鳥住卯名手杜之神思將御知とよめ
るハ古へいと神稜威れはしまゝて崇タテみし神社と聞ゆる

を今はその雲梯村の社ハ國人も定りにおぼれず成にけ
り此宇奈提のことハ猶よく問も考をよべし○今按に後
釋また記傳に此宇奈提ハ飛鳥と互に入、まおひたる物と
し史傳にハ事代主神と申すも賀夜奈流美神と申とも同
神にて妨なき狀に云れたるを今考るに共に然らざるを
牟佐神社の禰宜宮道君某の文安三年に書る和州五郡神
社大略注解といふものハ雲梯神社と擧げて高市御縣坐
鴨事代主神社と此社とし在雲梯村神森とるハ社家者長柄
首 説曰とて事代主神とせり但し其説ともは後世の妄誕
講義にも同考見れたるを證文たしうならねば今引出ず
さて飛鳥のことハ次に云べし

賀夜奈流美命 講義云出雲風土記郡神門に多伎卿所造天下

大神之御子阿陀加夜努志多岐吉比賣命坐之故云多伎とあると同神と聞はたるおそは何神ならむと索隠るに決く下照姫命に坐り云々神名帳に大和國高市郡賀夜奈留美命神社ありそれかと思ふに猶然らば彼社は飛鳥神社の別社にてぞあらむ云々○今按よ此説まこと然ることなり上にも引る和州五郡神社略解にるの加夜奈留美命神社を載せて社家者説曰茅鳴身神社高照姫命也と云り高照姫と申ハやおて下照姫なるべき由史傳に見ゆたると思ふべしさてりの略解に飛鳥の社と社家者和仁古連説曰第一杵築大日貴命第二神南備飛鳥三日女神第三上鴨味鈕高彦根命第四下鴨八重事代主神とあり神南備飛鳥三日女神は同書に愚案天照大日靈尊之隱號乎と云れど

此は推當の考にて實にハ加夜奈流美命亦名下なるべし然らば此飛鳥神社ハもと此神を主と祭りけむと後に大己貴神高彦根神事代主神をも合せ祀り遂にハ事代主神を主とすることになりけるなるべしかくて別社にま九加夜奈留美神社あるハ熊野は櫛御氣野命を祭まると又別に久志美氣濃神社あると同じ理なるべし三代格に賀夜鳴比賣とあるにて女神なること明なれば事代主神と同神なりとの説ハ立難くなむおほ此事別に考へ記せるものあれば今ハ大略をのみいふなり

飛鳥 後釋云飛鳥の神奈備ハ神名帳に高市郡飛鳥坐神社
四座 並名神大月とある是あり此社の古の地は今雷村と
いふ所にて其あたりに低き山のある是即神奈備山なり

雷岳といひしも此山なり然るに天長六年三月に神乃託
宣によりて此社と同郡鳥形山といふに遷されし由日本
紀略に見たり然るば今の飛鳥の地ハ鳥形山にて古乃
神南備山にはあらず神奈備山ハ雷村の山ある事疑無し
云々

皇御孫命能近守神 後釋云近守とは皇京の同く大倭の國
内なるともてあり云々○講義云上に皇御孫命乃靜坐牟
大倭國申天と見はたるそハ天皇の大宮所ハ大和國に敷
玉はむといふ意こえ其京城の近守神として大穴持命乃
和魂及御子神たち三柱の御魂と出雲國より大倭國へ國
避の今貢置て鎮し免玉へるものなり云々
八百丹杵築宮爾靜坐支 考云八百丹とは多くの土をいひ

そを杵して築といふりけぬり○後釋云杵築といふ名の
由は風土記に八束水臣津野命之國引給之後所造天下大
神之宮將奉皇神等參集宮處杵築故云寸付神龜元年
改字杵築とあり

汝穗日命波云々仰賜志次乃隨爾 考云々の大名持命の祭
ハ穗日命のなすべきものと皇祖神の宣ひハ大名持命
と敬祭て且御孫命の御代をも遠く祈奉らむ爲なること
爰にて知らる云々○後釋云仰ハ負せと同言にして其事
を負持しむる由なり○講義云詔辭解に天皇御子之阿禮
坐牟彌繼々爾大八島國所知次止とある下に此詞を引て
天穗日命より國造の次々に仕奉るを次と云ふとあるハ
實にさることなり下に天津次とあるも之に同じ云々此

事次なる御禱の神寶献長久奏とあるへふれり猪右の
仰へ親神魯岐神魯美命宣久とある宣字を写けたるな
り

供齋云々 講義云ふへ前に大御世乎手長乃大御世登齋止
爲とあるに應へたる文なりその供齋とは上にも引る
臨時祭式に國造賜負幸物還國潔齋一年云々とあると云
若後齋時者加後字とは後供齋仕奉と云べきにて同式
に又後齋一年更入朝奏神壽詞如初儀とあると云なり
神乃禮自利 考云禮自利へ上に禮代と書たるにて大凡聞
ゆされど自利と留志の約利にて禮のくると云こと也
紀に物實の字をモノシロと訓し是に同じ○講義云大國
主神國去の時に其禮實の物と天穗日命に託て其大神の

皇孫命の大御世を手長の大御世と齋ひ奉り給ふ表に献
り玉へると天穗日命の復奏したまふ時に天津朝廷に
撃奉りし例に擬ひて其裔乃出雲國造熊野杵築兩神宮
に供奉り其大神等に奉れる神寶を申下して大神の禮實
として献るを以いふる禮自利は云々敬禮乃表に奉る
物實と云ことにて神に奉る幣帛を禮代と云も其意味同
し云々自利は志呂と同じく物代又の代物などいふ代な
り○今按に考に穗日命より彌次々の神たちの禮代也と
いはれたれど講義の説いと宜しく覺ゆれば之に従へり
臣能禮自登 考云國造が禮代也利を省くへ唱る調の爲な
らむ○講義云右の如く神の禮自利へ大國主神乃此國土
を皇孫命に避奉らせ玉ふ表物なるおろれに並べて天穗

日命より奉りたまひしは所謂臣の禮自利なるが此二を合せて天夷鳥命より次に其裔孫の國造より御代く朝廷に神賀吉詞奏す禮實は捧げ奉れるものと見ゆるが云々○さてゆく神乃臣のと重ねて云ふ事は始め大國主神の國去の禮代を天穗日命の返事の禮代として天神の御許に献り玉へる美たき吉例なるによりて其天津次のまにく天夷鳥命より以來世々出雲國造等かの兩神宮と伊豆の眞屋に令請奉りて一年の齋をなすつゝ御禱の神寶と成し整へて奉れるりの出雲臣の献れる禮代也といへども神の禮代を取持て捧ぐる由なり○天穗日命天夷鳥命云々此二柱神ハ専らとは大國主神歟と鎮めて現事顯事と事去らしめて八百丹杵築宮に鎮り坐さしめ給ひ

て其大神の國讓の御禱の神寶と神の禮實と取持して己命等の天神の大御命と奉て八百丹杵築宮の祭祀と主りて皇孫命の大御世を手長の大御世と堅石に常石に齋奉り茂乃大御世に幸ひ奉る由の言を神の御禱の神寶に副て臣の禮實と天神の御許に献上たまへるにて是ぞこの神壽詞を奏を起源にハ有けるゝくて其天穗日命ハ天上に留り坐て降りまさぞ其御子天夷鳥命此國に降りて熊野杵築兩神宮に仕奉て出雲臣乃遠祖とえなれるもの也御禱乃神寶献長久登奏考云かく申て次々に其献物を詞して御賀を申すなり白玉能云々後釋云御白髮生給ふまを御命長くましまさむといふなり○講義云臨時祭式に玉六十八枚とある細

書に赤水精八枚白水精十六枚青石玉册四枚と見えたる
是なり○すべてこの白玉能赤白能ある能へ如字の
義なり此白玉の如く大御白髪ハクの生玉はむまて大御壽長
く大座坐むと禱白せるなり

赤玉能云々 考云御病おとしまざる大御顔の色をたど
ふ上の水分の祭に赤丹穂に聞食と云るに均し○後釋云
他乃祝詞などに豊明爾明坐とあるも明を借字にて同意
也ああらひはありを延たる詞にて赤らむと云に同じ

青玉能云々 考云水枝は借字にて稚枝をいふ万葉三
五十槻枝丹水枝指とあるも水は借字也此外わかき事を
みづと云は冠辭考にいひつ云々○後釋云水は考の説の
如く江は借字にて可愛玉なり行合とは緒に貫たる玉と

玉と相並び着きたる所といふカキ鵲の行合の間など云と同
じ譬たる意へ此玉どもの相連りて並び着たるさまのよ
く調ひて亂れざる如く天下をととのへ治め玉ふ由
なり考に木の水枝の如く見ゆる由に云まされど然見え
むらに推てみづ枝といはむこといひ云々○講義云
青玉は青石を磨きたる玉をいへり云々

御横刀云々 講義云臨時祭式に金銀裝横刀一口長二尺六寸五分
とある是かりこへ句上に明御神云々手長の大御世乎と
ある長に對へて廣といへるなり楮太刀に八握劔十握劔
など云は長さを計ていひ又尾羽張など云え其鋒の張廣
されるをいふ廣矛など云ま是に同じければ其横刀の長
く廣きを以譬とへせるものなり誅堅へ御横刀を打鍛ひ

堅めたる如く大御身堅るに大座て大御壽の長く遠く天下を知^らしめせとなり云々

白御馬 講義云臨時祭式に白眼鶉毛馬一匹とある此とも

て禱申せるなり和名抄に赭白馬とある是なり其下に漢

語抄云赭白馬鶉毛也と見え形白雜色馬也と見えたり

前足爪云々 講義云その献物の馬を奏神賀事の庭に引て

参ることと云り踏立といひて踏み行く事にあるなり

大宮能云々 講義云皇大宮の内重外重の御門く^くの柱に

て其馬の踏て過行く所を以^いふあり

上津石根爾云々 講義云上より云下^{した}たる意に祝詞に下

津岩根爾宮柱太敷立など大宮造の堅固なることを讃申

せる其意味を以馬乃爪^{つば}して柱根の地と踏堅め凝^こをを賀

たるなりさて上津石根と下津石根と並べたるは文の章
をかせるなりと雖いふ意に此大地上より地底の際限ま
てもと云なり

凝之 今按に本に凝立とあると後釋に立^た志の誤と^し講
義に之の誤とせりこは之なること疑ひなし

振立流事波 考云耳なり○後釋云耳と云ざるは即て次に
耳能とある故あり云々耳能に此馬の耳の如くといふ意
なり

彌高爾云々 後釋云馬の耳は高く立る物なる故に彌高と
いふなり大稜詞に高天原爾耳振立とあるも高天原に千
木高知と云と同じくして高き由なりさてりの大稜はての
神等の疾く聞玉ふ表^あに云るとこゝに疾く聞召す由に

あらずたゞ彌高と云む料のみにて此馬の耳の高きが如くにと云るなりさて天皇の天下知し食すと彌高にと云は御代の彌益々に隆盛なる由也万葉に高殿を高知座而るど多くあるも官殿にかけて盛に知し食すことと云るなり六卷に吾大王の高敷す日本國者など宮と云ひても云るにて知べし

事志太米 後釋云志太米と下見ゑにてその下形シタの顯カを
見ゑたるをいふ今世の言にも下地下づくろひなどすべ
て物の基りねての設けと下某シタまた某下シタと云ふこと多く
下形とハ雅言にも云りさて見シタを米と云ハ常なり○今
按に講義に事の下に能字脱たるりと云るハ然るゑとな
れど無ても恐らじ又志太米ハ爲給へに同じとあれど

予はなほ後釋に従ひてありぬべくお不ゆ

白鶴乃云々 考曰是は古ハは久々比といひ後世は白鳥シタと
云て水鳥の白き大鳥也然ればこハは白き久々比と訓べ
けれど他の色も有とば白き云々といひたゞ白きのみな
るをばしら鷺しら雪といふ例なればさは訓べうらずさ
らばしら久々比と訓んも言よろしからず又白字シタ捨て
久々比と乃み訓むとそれば此文の字を用ひし例に違へ
りかくて紀に白鳥とあるも皆この久々比の事とれ不し
き由あるに後世も是を白鳥と呼て他なければこ、をし
ら鳥と訓むなりハシテと字音に云々生とは生ナなから
籠にこめて御玩に獻る也仍て儀式にを式にも垂軒と註
せり云々○後釋云式に垂軒と注したる垂字は乗の誤に

て輿の如き物に乗すると云ふ軒は車あれども是は輪ありて挽く車よのわらし昇く物なるべしさて此鶴と献ることの本牟智別命の古事に依て也と或人の云るさもあるべき事なり彼命の垂仁天皇の御子にて鶴の事古事記書紀の其御段に見えたる○講義云白鶴の臨時祭式に白鶴二翌軒乗とある是なり生御調は生なから奉る也云々式に御贄五十昇とあるそれに別たむ爲に生御調とは云るかも玩物ハ其白鶴の生御調は御贄として奉るからず故ありて御愛翫の料よ奉出とことなる故にかくの云るなり云々此白鶴の生御調と奉れるハ垂仁天皇廿三年御紀に云々湯河板舉獻鶴也譽津別命弄是鶴遂得言語とある吉例に依ること云も更なるに此時の事を古事記に出雲

大神の御心と見ぬ姓氏録に詣出雲宇夜江捕貢之とあれは由あることなるべし

倭文能云々考云倭文ハ皇朝の上代の布にて式の頃までも有し也青筋ある麻布なりけむことなどハ冠辭考に委しくせり○後釋云倭文ハ冠辭考に云れたる如く古のよき布にて筋を織たるなり志豆と尤即須遲といふ事なるべし今いふ島織なり此を島といふハ狭門ぬり然云あゝろハ古のハ筋の間の大に荒りけむと後にハと細くこまらに織たるも出來てそれを分て狭間織と云ふが又後にハ古の鹿さハ廢れて其狭間織はみ廣まれるら遂に筋織の總名とハなまるべし考に倭文を青筋ある布と云れたれど筋の色は青にも限るべからず彼釋日本

紀に云るは偶青筋あるが残りなるべし倭文能ハ白玉能赤玉能耳能など云ると同例にて倭文の如くといふ意也多親爾ハ親字次假字に用ひたる事を例も無くいふに聞ゆれども多志爾といふ言古く有てこゝに能叶へり古事記允恭段の歌にさゝばようつやあられの多志陀志爾るねてむ云云雄略段の歌に多期美陀氣多斯にはるねる出雲風土記島根郡手染郷の條に此國者丁寧所造國在詔而故丁寧負給而今人誤手染云耳この丁寧もタシニと訓べし然らざれば手染に縁なく万葉十二に慥使乎云々などあり多志爾ハ慥になりさて倭文に云る意は彼布の節の鮮りに慥に分れとほりたる如くに天皇の大御心たしやかにましませと也

彼方能古川岸云々 後釋云古川の彼方此方の岸といふ事なるを文に古川を二に分て云るなり

若水沼間能 後釋云この水沼間いと心得ず云々故思ふに若くは若久留須なりけむと久を水に留を間に須と沼に誤れると後に又さかいらにその間沼を下上に置替て水沼間とはなせり如此云故は語の續き古事記の雄略天皇の大御歌に比氣多能和加久流須婆良和加久閉爾とよませ玉へる例あり楮献る御贄の中に栗もあるにつきての祀詞ならむかと思へばなり栗栖は栗林なり云々○今按に講義祈年祭條の注に若水沼間爾生立る木の彌若枝の指す如く若やき坐と云也とあれと神賀にハ後釋に從へり生立る若水間とあるを水沼間に生立る木と見

むの取難くおほゆ

彌若叡爾云々 後釋云若^カゑの若やぎの古言也云々

須々伎振遠止美乃水乃 後釋云須々伎振は滌^ス振にて振滌

と云に同じ其内こ、ハ振といふ事重き故に下に置り振

ハ動かさ^トと云て滌^スぐ状也遠止美を淀^トむる今も此伊勢人

などは水の淀むとも又事の盛なるが弛び静まるをもと

どむと云り借りの出雲風土記なる仁多郡三津の水は神

代にめでたき由縁ある水なる故に國造の此齋^{イハヒ}にも用ひ

初る事なれば御贄五十昇の内にも雜へて此水を献るな

るへしさる故に此言はあ^ラむ云々滌振と云は彼神

代に阿遲須伎高彦根命の御身滌ますとあるにつきて云

るにて袁止美の水とは川にて身にまれ物にまれ滌ぎ振

れば其勢にて流るゝ水の淀^トてや、上^カ様へも^サ浜るゆゑ
に云り云々○講義云水と献れるにあるべ^ラらず國造の
禊祓より始て其種々献る五十昇の御贄にも此水を振滌
ぎて清めたる由なり

彌乎知爾云々 後釋云本に彌乎知爾御表知坐とあるハ決
て誤なり云々彌ハ彌かり表ハ袁なりけり云々さ^ス乎知
どハ何にまれ初の方へ歸るといふ言にて老たる人の若
がへるをも云りこゝハ彼川水の滌ぎ振る勢にて淀^トつ
つ上の方へや、歸りく^クするを彌乎知と云て天皇乃彌
ま^スくに若^クりへり坐む事に申せ^ルなり云々川上ハ上より
流れ來る物なる故に上の方へ歸るを乎知と云り云々
麻蘇比乃大御鏡乃云々 後釋云鏡は献物の中の一^ニ種なる

故に譬に譬るにて押へるゝて見をなへす事の如くに
曇なき鏡の面と見玉ふ如くと云るにてその如くに天
下と明りに看をなはし知し食さむと云なり○考曰意志
波留志天尤押し晴り也○講義云臨時祭式の獻物の中
に鏡一面徑七寸七分とある是也麻蘇比は眞澄にて塵ばり
も曇りたる隈なくして眞に澄明けきと云なり神代紀仲
哀天皇紀に白銅鏡と書て然訓み万葉十三に眞十見鏡十
六に眞墨鏡とも見たりさま比と濁りて毘と訓べ
きあると思へども猶字の如くたゝあるべきなり續紀の詔
に宇倍奈彌とあるハノミ諾あるを彌と通へ云る例もあれ
ばなり

安久平久所知行牟云々

講義云神代紀に寶祚之隆當與天

壞無究者矣と天神の言壽詔たまへりし如く大國主神の
國去の時に然白し玉へるを天穗日命傳へ申し玉へりし
跡を踏て國造の神壽詞と奏す趣と述たるにてこは始に
天皇命乃大御世乎手長乃大御世止齋とてと云出たる
より始て又其中間にも汝天穗日命ハ天皇命乃手長乃大
御世乎堅石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉
奉登仰賜志女乃隨ともあると合せて終りあるものなり
此すなえち天神の大御命を受給はり傳る趣なり
御禱乃神寶乎擊持云々 講義云神賀吉詞白賜久登奏へ
い、きりさるえ上に謂ゆる種々の神寶に寄てそれ
に禱言を申述るなればなり
天津次能云々 考云穗日命より次々に今の國造某まで絶

せず賀申奉るといふなり云々○講義云上に是に親神魯
岐神魯美命宣久天穗日命波云々止仰賜志次乃隨と見
たる如く其天穗日命の天、朝廷へ返事申上給ける時更に
天神の宣ひ附させ給りし事の有に依て其子天夷鳥命の
高千穗宮に參向けむより其裔の出雲、臣等云々仕奉を以
てぞ天津次とは云也ける然れば此詞も固り其時に成た
る物にて人世の作に非る事上に註るお如く但獻物の如
は其時々少異ある可れば詞も聊替も有つらめども其
大旨の易れるならねば甚々尊き文なりり

○
中臣壽詞 講義云文にハ天神の壽詞とも又略ては唯に壽
詞とのみも云り此を中臣壽詞と云て其題名の如くなる

を人も然思へるを高千穗の皇大宮に初國所知食皇御孫
命の大嘗の大政を行はせ給ふ時に高天原より大御供仕
奉りて天降給ひし中臣、上祖天、兒屋命より次々相傳へて
天神の壽詞を稱申せりしかば其中臣の氏人の奏は壽詞
といふ意味なりさて此を天神の壽詞としもいふことは
皇祖天神の大御命を受傳へ奏す由なる事云も更なるお
こへ同じ神語の中にては皇御孫命の天津日嗣の高御座
に即せさせ給ふ初より天地と日月と共に照し明らし御
坐て齋庭の瑞穂を聞食む事に皇神は御中皇御孫命は御
中執持て茂槍の如く木末傾けず中在ふりて中臣の仕奉
る事を言壽き申述るる故に殊に壽詞とハ云るにて神祇
官なる中臣奏天神壽詞の解に謂以神代紀之古事爲萬壽

之寶詞也とある是なを云々さて此天神壽詞の事を御紀に載られたるは持統天皇四年春正月戊寅朔天皇即位の所に神祇伯中臣大島朝臣讀_ニ天神壽詞とあるハ神祇令に凡踐祥之日中臣奏_ニ天神之壽詞とあるに合へり次に同五年十一月戊辰大嘗神祇伯中臣朝臣大島讀_ニ天神壽詞とあり云々

現御神 講義云現御神と稱奉る事は掛卷も甚も畏き天皇命ハ天神の御子となりまゝて顯國に現はれ坐る大御神と申し奉る意ばへなり此事委しくは出雲國造神賀詞に云り

大倭根子 記傳云根子ハ尊稱にて景行天皇の御子にも倭根子命と申すあり凡人にも記中に難波根子神功紀に山

背根子などいふ名見たり天皇は大倭國所知食を以て倭根子と申し奉るなり○講義云根子の根ハその土着を國土を云にて島根國根みどの如く子は其地に生坐るを以然稱へ奉れるハ何時となく尊稱と成れるものなるべし云々所知食よりは其地に生出て住着せ給ふ方返して重く聞はれたれば其方に心得べくやあらむ

天神乃壽詞 講義云次に皇御孫尊波高天原爾事始_ト云々よ_ト瑞穗乎平_{久介}安_{久介}所知食と云ふ迄をいふなり

稱辭定奉 講義云稱辭は此天神の壽詞あること右文にて明なり定奉とは彼皇御孫命の御天降の時に事依し奉らせ給ふ大御詔を以此詞を始めて製りて申し初ぬる時の詞なるを其任に用らきたるなり云々天神の仰授け給ふ大

御詔と奉りて此詞を仕奉れる故に定奉止久申とは云へ
るになむありける

天都御膳遠 講義云天津神れ事依り奉り給ふ水穂と以仕

奉る御膳ある故に遠の辭と用られたり云々大嘗祭詞

に天津御食の遠御食と皇孫命の大嘗聞食む爲故にとあ

るハ句を隔て天御食の大嘗聞食む爲故にと連聯るにて

同詞あるに其用意同じうらざるなり然まば天津御膳

遠と瑞穂遠と遠辭重復りと雖少も妨無き者なり玉勝間

遠に瑞穂をとなるべま遠めても聞ゆる如くなれども右の大嘗祭

詞に依て思ひ誤られたり云れたれども右の大嘗祭

由庭爾 講義云齋場にて悠紀主基の大御政を行はさせ給

ふ大嘗宮を云なり云々抑由庭の起源をいも保食神の御

身より種々の穀物の成出し時に天照大御神の甚悦を

て此物は顯見蒼生の食て活べき者ぞと詔ひて其稻穀を

天、狭田及長田に殖しめ給へりくば其秋垂穂八握に莫

々然て快く實成まるを収めて大嘗聞食す時に新宮造り

給へるなむ由庭にはありける神代紀天降に天照大御神

又勅曰以吾高天原所御齋庭之穂亦當御於吾兒と見ぬた

る齋庭ハ高天原にて天照大御神の毎年の新嘗と所聞食

齋庭と云へるなり此詞に由庭に所知食とあるは其齋場

に於て所知食せと仰せ給へるにて此に引る御紀の趣に

異ならず

所知食 講義云こハ上に安國止平久介所知食より相對へて

全との御國と知食ハ御事を兼併せていふ所なる故に

所知食とは云はず下なるは此大嘗の大御政を執り行ひ給ふ一方にのみ云ふが故に所知食とは云へざりけるをのなり玉勝間に由庭爾所知食の知字は聞なるべまど云る故はれたるは深くも考へを一通りお軽く見ふれた

天忍雲根命 今按に天忍雲根命ハ天兒屋命乃御子なる事藤原氏の系圖に見えたり

天乃二上仁奉上天 玉勝間云此ハ天忍雲根命遠神漏岐神漏美命乃前爾受賜里申爾天乃二上爾奉上天と語を次第て見れば能く通ゆるなり○史傳云高峰の進り上れる状の二つに分りし故に負る山名なれば布多賀美と云ひてハ語の道に叶はず必だ二能煩理と云はせハあるまじき語の格なるに云々大同本記の天二上命を別本また他乃

古書どもに天二登命と書たるも多かり二登と書たるとば布多能煩理と訓むより外なければ此を例として二上をも然訓むべき事論あるまじくあそ○又云天津御國にあり上る山にやあらむ天照國も此國も上下り往來し給ふ山の然同じ形にて同じ名なるハ深き故あることなるべし

奉上天 講義云天兒屋命の事教へて皇御孫命の水取の大御使に立奉り上る由あり

受賜波里申爾 講義云皇御孫命の御膳津水に仕奉らむ天津水を受賜はら令り給ふなり

皇御孫乃尊御膳都水 講義云皇孫命の大御膳に仕奉りて

所聞食む水を云なり神宮雜例集に擧たる大同本記も皇
大神宮皇孫之命天降坐段に天牟羅雲命御前立天天降仕
奉時爾皇孫命天牟羅雲命乎召詔久食國乃水波未熟荒水
爾在利介と見へ二十一社記に水天孫降臨時諸神申葦原中
國者潮也可何仍供奉神中天叢雲命云神天上還皇祖申賜
云々と見たり此二と合せて思ふに古昔は潮水の儘に
て荒く熟らざりければ天忍雲根命と天牟羅雲命と二
柱と相並べて御膳津水の事を申しに天上に立奉り上
させたまへる者なり

宇都志國 記傳宇都志伎青人草の條に云書紀に顯見蒼生
此云宇都志枳阿鳥比等久佐とありて私記に顯見者在
之義也とありり、れば宇都は現志伎ウレカシの類の志伎

にて辭なり云々

天都水 講義云大同本紀に天忍石の長井れ水取八盛天
誨給久云々遺水波天忍水止云天食國乃水於爾灌和天獻
初と見たり是にて石に觸きて水の清く澄を以てあり
云々偕こ、の天都水は天上の水と云ふことなり云々
天乃玉櫛 史傳云玉串ハ玉と飾り付るより出たる名なる
ハ玉を着ざるとも美稱てを玉串と云へり今の玉串ハ此
と刺立て五百箇の生出たるを思ふに一つにはあらざ神
代紀に五百箇眞坂樹八十玉籤五百箇野篤八十玉籤とあ
る如く數多くの玉串なるべし○櫛は串の借字也
此玉櫛遠刺立天 講義云高千穗皇大宮にて新世の大嘗の
齋庭に刺立て天水を求むるなり以來大嘗の大御酒を釀

り大御饌に炊き用させ給ふ料の水は此事を行ひて天水を得て仕奉れり事決ツクし云々儀式に卜定御井所云々式に其井二處卜訖御井者造酒兒始掘造酒兒御井者稻實卜部掘とあるなど此卜定して掘る御井はし昔は此文の如くして求させ給へりけむを中古よりは唯卜定免そのト食たる所を掘て水を得る事とたなれりなり
自夕日至朝日照史傳云夕日の降クダり其夜すおらに夜明て朝日の豊榮登るまでを云ふ申時ごろより翼日の辰時過るまでにはや當らむ○講義云夕日照より朝日照に至るまでと云ふ事なるを一ハ省ける者にて此ハ薄暮の程より翼朝平明までを云ふ天都詔戸乃太詔戸言遠以互告禮史傳云大祓詞にも天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮如此久乃良波云々とあり彼も此

も共にろの太詔戸言は別に傳へ給ひし故に此にハ漏れたり○今按に此の太詔戸を史傳には伊勢神宮の書どもに見えたる天之忍石水てふ言ありと講義には此言の上上に猶かの登保加美云々の詞とも告る事の由云へり此忍石水ハ實ニ動まじき考なるを登保加美云々は信ひ難し猶此事は別にいふべし

麻知 玉勝間云神名帳に左京二條坐神二座太詔戸命神御眞智命神とある眞智由ありげなす此二神は大社の列にだに入たまはざるに相嘗祭に預り給ふた大嘗に殊なる由縁ある神なるべし○史傳云太詔戸を告つ夕日より朝日照に至るまで待ちなばと勅ふなり○講義云麻知は神名の眞智と同じくして智は物を智識古言なるが又的

といふ義に同じく太兆の事にして其兆を標的となして
其事をト合ふ故の名なり云々うくて右の太兆の鹿トに
まれ龜トにまき占兆と彫て灼くを町とも町形とも田町
形とも云て方ある圍の中に縦横の筋あるものなり云々
さて此詞の麻知ハ右の太兆の町の如きハあらねども
其天、八井と出し給はむ所の兆に由都篁を生出しめて麻
知となし給はむとの意にて鹿ト龜トの町に其義相通へ
るものあり是以太兆の麻邇と麻知と同意の言なること
を明らむべきものなり○今按に麻知と麻邇と通ふこと
は誠に如此なるべし然きどうの麻知と物を智識る古言
にて的といふに同じとあるは信ひ難し

弱莖 玉勝間云莖字ハ蒜字と誤れるならむ蒜ハ晝の借字

ふらむ弱晝とハ正午前より前と云ふ可ければ上の朝
日照に至る迄とある續の時刻あるべし○講義云こハ麻
知に發見ある物よて實に弱蒜の如く次なる由都篁の筭
ふも未だ成固らぬ意にて若櫻若栗林など云ふも同じ
由都五百篁 史傳云師説に由都五百重りて如何由都ハ即
五百箇といふ言なれをありとあり信に師説の如く神代
紀に五百箇とあるを古事記に湯津とあり由都は五百箇
の約言にて數の多きをいふ言なきば此は重りたる如く
あれど又思ふに此由都ハ五百箇と同語の由都からて伊
都の義にや然もあらば清淨き五百箇の生出る由なり伊
をまた由都とも云ふ可きは伊岐、篁は和名抄に和名多加
連を雪連ともあるにて知るべし

無良俗云參加波良竹簍也とあり上に引たる神代紀に眞坂樹の八十玉簍野篤八十玉簍と二種あるを今の玉串の野篤なりし故にそを物實となりて篋の化すしにや云々○講義云弱蒜と共ニ幾莖も成出たるにて五百箇眞坂樹八十玉簍五百箇野篤八十玉簍などの如く篋の常に竹林をいふ事なれど此の決めて筍にてあるべしと尤蒜も弱蒜といへば若竹ならしめハ事實に叶はざ○今按に右兩説姑く併せ存と

所聞食由庭乃瑞穂遠 講義云天神の事依し奉り給へる天津六を以汁にも實にも和て聞食さむ齋庭の瑞穂を云々といふ事にて上に千秋乃五百秋爾水穂遠平久介安久由庭爾所知食云々とあるに對へるなり

太兆乃卜事云々 講義云齋郡卜定の卜事に仕奉るなり大嘗祭式に凡踐祚大嘗七月以前即位者當年行事八月以後者明年行事此據受讓即位其年預令所司卜定悠紀主基國郡奏可訖即下知依例准凝非謂諒闇登極と見え儀式にも其事を記して大臣奉勅召神祇官密封令卜定悠紀主基國郡奉書訖即下知其國云々とあり云々

悠紀爾云々主基爾云々 講義云今卜食の國郡を云なり○天武天皇紀五年神祇官奏曰有新嘗卜國郡也齋忌則尾張國山田郡次丹波國訶沙郡並食卜齋忌此云論既私記云次次齋忌也○通證云神膳之儀兩度以後度爲次也○今按悠紀主基の名義説多し然きども紀の文字の如く心得るぞ穩なるべき故他説をば引出ぞ

物部人 講義云武事を以仕奉る人をものいふをれ
 に非ず何となく朝廷に仕奉る人と泛くものいふと云
 へは物の部領を云る此も其類にしてべのいふものと云
 十九に云りれ 式に齋場雜色人と云る是なり儀式に尤ト
 たるが如き 定物部人十五人と正しく記さきたりト定田及雜式人等
 歌人歌 造酒兒一人御酒波一人篩粉一人共作二人多明酒
 女不ト 波一人以上稻實公一人燒灰一人採薪四人歌人廿人歌女
 廿人と見たり
 酒造兒 講義云式に造酒兒一人とあり本注に神語曰佐加
 都古以當郡大少領女未嫁ト食者充之と見たり未嫁女
 然もて充る事なる故に儀式に造酒童女と書て同じく
 神語佐加都古と訓れたり此即物部の人等の統領にして

何事も此酒造兒と必ず先立ることなり
 酒波 講義云式に御酒波一人多明酒波一人以上并女とあ
 り儀式には大酒波一人多明酒波一人と見たりさて造
 酒兒ハ黑白酒を醸る長と成て仕奉るを其下に屬て醸り
 終るべけれを酒波の波ハ嘗にて醸と云と同意の古言と
 聞にたり多明酒波ハ多明院の黑白二酒の事と主たる
 り御酒波の御ハ大の義なれば意富と訓むべし多明酒
 に對て大と云るなりさて在京齋庭ある造酒兒の仕奉る
 手代の如くあるを多明院にては
 其長として仕奉るなれば波は醸にて其
 身の任として仕奉ること彌炳し云々
 粉走 講義云式に篩粉一人とありて以上並女とある其一
 なり儀式に尤粉走二人とあるを改めて一人と成され
 たるあるべしさて篩粉の篩字は義以填られたるなら

稻實君 講義云式に稻實公一人とあるは男なるが造酒
童女は黑白二酒の事に仕奉るを稻實公は御飯の事に仕
奉るなり云々式に凡拔穂者云々稻實君云々其行列者御
飯稻在_レ前云々引道とあると儀式に就_レ中以_二先拔四束_一別納_二
高萱御倉_二會日稻實公_一 自餘爲_二黑白二酒料_一と見_レあて御酒と
御飯との料_二分_一なり

大嘗會乃齋庭 講義云大嘗祭とは卯日の神事に付て云ひ
大嘗會とは辰日以下の宴會を云ふこと云々すべてを
ねて大嘗會と云ふも常に多かり云々齋場は在京齋場を
云ふともおぼゆれども上に千秋の五百秋に云々事依奉
とあるに照應_二テ思ふ_一に決く大嘗宮を云ふは此續に持齋
はり參來てとあるは齋郡より在京齋庭に入る事と云ふ

なれば同事の重複れるを以彼此を合せて大嘗の齋庭と
は云ふ也云々大嘗宮へ天照大御神の大命もて事依奉ら
せ玉ふ天津日嗣の水穂を万千秋の長秋に聞食始させ玉
ふ齋場なり云々齋郡あるを在京のをも共に齋場といふ事此大嘗宮を根本として言初たる事決きものなり

持齋_二利參來_一 講義云齋郡より在京齋場へ運ひ在京齋場よ
り大嘗宮齋場に持參來る事を合せて云へるあり

今年十一月中都卯日 講義云大嘗祭新嘗祭とをに當日と
用るらる、こと甚々古き事と聞_レたり云々決く天兒屋
命太兆の卜事をもて仕奉て定め奉り玉へる物なりけり
由志理伊都志理 講義云齋實_二嚴實_一にして上に大嘗會の齋
庭に持齋はり參來てとある物實にして下文に所謂悠紀

主基の白酒黒酒の大御酒と天津御膳との事なるがうた
辰日の宴會に天皇の聞食す直會の所の文なる故に此に
ハ重復を省きて其物名は下に譲りて齋實嚴實とハ云る
にて彼高天原にて聞食す齋庭の穂を吾御子に御せ奉る
と勅たまひて事依り玉へりハ狀を擬はせ奉る玉むて此
卯日に大嘗宮の悠紀主基の齋場に天照大御神に薦め奉
らせ玉ひ皇御孫命の享給ひ天津日嗣の大御世始と爲玉
ふ物なるともて齋といひ嚴と云て其實と稱へたるなり
云々齋とえ忌慎て汚穢と遠く避る意。嚴は汚穢ハ滌穢て
明く清れる意なるべくを思たる志理ハ出雲神賀詞に神
乃禮自利臣乃禮自止云々次に其條目と分て白玉乃云々
赤玉乃云々など種々の神寶と並べ云ひて其終に御禱神

寶乎云々神乃禮自利臣乃禮自止云々とあれば禮の實に
物を捧け奉るを云なり是と以由志理伊都志理の志理も
下に持恐と恐と云々とあるを以辭にハあらずて物實を
る事を知れるなり玉勝間に由は齋伊豆は嚴にて共ハ清
清ハはりの如き辭と聞けたりと云々志理は齋ハはり
は考へ漏されしものありけり云々
持恐美云々講美云上に持齋へり參來ての持と同じく
て齋郡より仕奉る物實と持撃ると云るなれば常々軽く
添へ云ふとは違ひて其意ハと重し
月内爾云々講義云上の太兆の卜事を持って奉仕より應て
今年十一月中つ卯日に云々とある是なれば其前にハふ
べき所なるを如此あるハ如何と云に今悠紀主基の大嘗
の供物と獻ることを卯日なりけり其獻るまでの間の事

ハ悉くに時日を卜定て仕奉れりけれ^レ其事を合せて爰
に此言を置たるにて前後に少りの弛みなく文意上下に
貫^ホ通て奇異に靈く整へるハ天兒屋命の高千穂に事始て
仕奉り玉へり古文のまなまきばなり

悠紀主基乃云々 講義云上に云ハゆる齋郡の稻を以在京
齋場にて仕奉る大御酒大御膳と献る事と申述に其國
郡ハ上に云れば唯名目を出せるなるハ悠紀主基の國の
と云ハむか如く又朝の御饌夕の御饌のとも云むお如く
云々悠紀の御饌ハ卯日にて夕の大御膳かり主基の御饌
ハ辰日にて朝の大御膳なり引續きて豊明節會ハ直會に
て中臣壽詞ハ其時に當て宣り種々の歌舞仕奉ることとも
云々職員令大嘗の義解に謂嘗新穀以祭神祇也朝則諸神

之相嘗祭夕則供新穀於至尊也とあるハ右の悠紀主基の
國より供奉る夕曉の大御饌をいふ夕則云々ハ其直會ハ
豊明を云なり然るハ引續きて行はる、故にこれをハ卯日
とハ云れ主基御饌ハ寅刻ければ既に辰日の分かり云々
相嘗とハ天皇の新穀を聞食次に就て公事根源に云れた
る如く伊勢天照大神を勸請申さきて天皇の大御自供ら
せ給ふなり由奉幣を奉らせ給ふをもて知るべし云々天
皇大御自親大御神を齋き奉らせ給ふ大御祭とは申及中
にも天皇の御方を主として相嘗とは云なりけり相とハ
相殿相作ゑとの如く其主たる者と共に並ぶ由なるを思
ふべし然れば神と君と饗を共に爲給ふ由なりけりとは
下文に皇神等も千秋五百秋の相嘗とある皇神等母とも

る辭にて知るべし云々朝則諸神之相嘗祭とハ天皇の御
事と兼たる文なること灼然きものあり是ハ大嘗祭にハ
有ける先には式に卯日平明班幣帛於諸神とあるそれ
を祭らる、なすむなと思夕則供新穀於至尊とハ豊明節
會なるが此ハ神事畢させ給ひて其解齋の供御と聞食
又臣下にも賜はる事あり先にこの朝則云々夕則云々
嘗聞食て神も相嘗を供らせ給ふなれば文に朝則云々
夕則云々と記されたる物ならむと思ひま非かりけり
云々○今按に此等の事ハ予考あれといと長ければ今ハ省
けり別に云ふべし
黒木白木云々 講義云黒白ハ正字にして木ハ借字あり儀
式にハ黒岐白岐と記され續紀ハ黒紀白紀三代實錄に
ハ黒支白支造酒司にハ黒貴白貴と種々に作る尤何れも

假字なる故なり万葉十九新嘗會肆宴歌に天地與久万氏
爾万代爾都加倍麻都良牟黒酒白酒乎とあるは正字を以
書るものなり○詔辭解云こは色の黒きと白きと二種の
酒なり上代の酒の名にを有けむ其造法を考るに儀式ハ
以藥灰和御酒五斗和內院白黒二酒五斗和大多米院白黒
二酒と見えたる藥灰と云ものは灰焼とて此灰と焼く役
人ありて山に入て焼得ることあり借件文に依るに此藥
灰白酒にすると黒酒にすると二種ありて各を次和す
に依て其色黒と白と異なる事と聞忍たり然るを造酒式
にハ新嘗會白黒二酒料云々其造酒者云々熱後以久佐木
灰三升和合一甕是稱黒貴其一甕不和是稱白貴とあるハ
かの儀式の黒白とも和と異なり式の如きハ白酒ハ

灰を和ざる尋常の酒と聞はたり世々と經るまゝに變りぬるにや又中原康富記にハ二酒ともに醴酒也として白者自其色也黒者上聊振烏麻粉を云るは又後の事にていさゝり其色を見せたるまてなり

天御膳乃長御膳乃遠御膳止 講義云其本は天神の事依り奉り玉へり物おれども此國土に成れる物なるお故に天津御膳と聞食せと申す義なれば同じ續けなれども遠御膳止とある止辭究めて重くして天津御膳止爲豆といふ程の意にて上なる天津水止所聞食と見はたると同じきものなりさて此は黒木白木の大御酒をより受たれば酒とのみ指すが如くなれども然らば大御膳の事を本として右の二を兼たるなる事上文に天津水次云々瑞穂を

云々とあるともて知るべし

汁仁毛實仁毛

講義云汁といひ悠紀主基の黒酒白酒の大御酒ととあるをれと指せるなり云々實とは所謂稻實にて朝夕

の大御饌に仕奉る御飯にて右の大御膳と云へる是なり赤丹乃穂仁毛 講義云毛ハ軽く見るべし玉勝間に毛字ハ衍

也云々や云はれたるは上の二所の例に重く見らるるたるな免り○今按に赤丹乃穂の事ハ祈年祭乃下に云へれば今こゝに略す

豊明云々 講義云下に與天地日月共照志明良志御坐事仁と

あるへ應く文なり云々借上古に卯日大嘗祭辰日悠紀節會なり主基方とも附て行はる己日主基節會あり其前に在るといへども主基ハ附て行えるゝなり午日豊明節會

なり以上此を五節といふ然まども右の五節どもに古の
一日の公事なりくと三日に五度に行はるゝ事なる故に
何きも豊明節會と云なり云々豊明と云大御酒を聞食
のみならず大御膳次聞食ても其氣の身體に充溢れて殊
に大御顔の照明らみ給ひ丹穗の如く咲榮え給ふ由なる
お中にも大御酒のへ此上無く優れたる故に豊明と云へ
ば酒宴の名となりける故に記明宮に天皇聞看豊明と
ありて聞食御酒といはざるなり

天都神乃壽詞 講義云上にも注せる如く皇御孫命は高天
原に事始て云々由庭に所知食と見わたる是なむ天神の
壽詞なりけるとと本立として又此に水取の政と述べて
夫より其瑞穂と以大嘗仕奉る事の件々を演るお故に稱

辭定奉と云るにて常に稱辭竟奉といふと異なる事
上に此詞の出たる下に注せるお如く

皇神等母云々 講義云悠紀主基の齋場に迎參らせられて
天皇の大御自大御手以朝夕の大御饌を供奉らせ玉ふ伊
勢大神宮を始め奉りて天社國社の皇神等を申せり然れ
ども天社國社の悉と迎參らせらるべく是非をば皇祖天
神をのみ其齋殿に齋奉らせ給ひて自餘の卯日平明に
幣帛と頌たせ給ひ殊に止事なきの神祇令に仲冬上卯相
嘗祭とありてそれにも祭られさせ給ふこと猶大神宮に
九月神嘗祭を別に奉らせ給ふお如くなり倍爰に相嘗と
いふ皇神等ハ式に卯日平明神祇官班幣帛於諸神謂祈年
者上云々とあり云々大嘗宮の齋殿に勸請奉らせ玉ふ天照

坐皇大御神と始め奉りて皇祖天神は申すも更なり其社々につきて令祭玉ふも皇孫命の新嘗聞食む爲の故に奉祭給へるなれば共に相嘗と申すべく又大嘗祭詞に天社國社とあれば所在國中の神々迄係る事也云々神祇令に凡天皇即位總祭天神地祇とある即此大嘗祭なるなり千秋五百秋乃相嘗講義云上に千秋乃五百秋とあるに照應へるかり云々相嘗の相ハ相共といふ意なり鈴屋大人説に相嘗ハ阿比爾閉と訓べし爾閉と牟倍と唱へハ後世の音便に類れたる唱なり大嘗も大爾閉なるを大牟倍と云と同じ此相ハ嘗ハ天と相伴に新饗し奉る意の名にて俗に謂ゆる相伴の意はへかりと云へれたる如く天皇の大嘗聞食す御賀事に就て皇神等を相嘗に祭らせ給ふな

り皇神等母とある母の辭に深く心を着くべくなむ相宇豆の比奉講義云此も豊明に明御坐正と共に下なる與天地日月共云々へ互る語なり大嘗祭詞にも皇神等相宇豆乃比奉豆とあるハ此詞と本一つなるが故あり
康治元年講義云康治は近衛院天皇の御世なるが此天皇ハ鳥羽院天皇の大御子にましくて大御諱ハ體仁云申奉云々
與天地日月云々講義云豊明爾明坐より受て天地と日月と共に長御膳の遠御膳と天神の事依し奉玉へりし天津日嗣の水穂と由庭に聞食御在し坐さむ事を申せるなり本末不傾云々講義云延喜奏覽中臣本系帳に高天原初而皇神之御中皇御孫之御中執持伊賀志梓不傾本末中良布

留人稱之中臣者とあり本末不傾とハ本とハ本系帳に所謂皇神等なり末とハ皇孫命と申せり其皇神等の事依り奉り玉へり壽詞を以今の大嘗の大御政の事實に合せて天神の壽詞を稱辭竟定奉りて皇神の大御命にも皇孫命の大御業にもつゆ違ふ事無く御中執持て仕奉るをいふなり云々茂槍は齋檀榊なりこの堅固なる木なるが故に古多く杖棒などに作れるものなるを以大祓詞に天津金木と云る是也さて其金木の棒は本末ともに太うらず細からず平に作るが故に其中間と執れば本に傾かず末に倚らざ此を以中執持といへり○今按に伊加志次齋檀の義として金木是也といふは信け難き説なれど姑く擧げつ嚴重と見て事も無く聞ゆるなり茂御代。茂八桑枝

などの所と合せて考ふべし

中執持 講義云皇神や皇孫命との御中を執持て祭主と成て大嘗を始めて凡ての神事に仕奉るが故に中臣ハ俗に云ふ亭主役の如き者あると茂槍の中を執握て本末と傾ざは由なり云々鎌足公傳に其先出自天兒屋命世掌天地之祭相和人神仍命其氏曰中臣とある相和人神とハ神と君との御間を相和す事なりされば鈴屋大人の中臣は中執臣なると云はまゝなるなむ實に謂れたる

奉仕留中臣 講義云姓氏の中臣を云に非ず此ハ職の中臣をいふなりとまも天兒屋命の子孫にははれど其部に付て云なり

祭主 講義云此詞の上に天兒屋命皇御天命の御前に奉仕

てと有て高千穂宮の大嘗の御政制ハ其神の祭主となりて仕奉給ひし例の任に中臣氏の其職に仕奉らる、事なる故に祭主と云り云々伊波布とは諸汚穢事を忌諱避けて万を嚴にして慎み仕奉るを云ひ奴志とは人も多く仕奉る中に其長と多て仕奉るといふなり
正四位下云々 講義云官位令に依るに神祇大副ハ從五位相當なり然るを位高く官卑き故に行と云り選叙令に凡任内外文武官本位有高下者若職事卑爲行高爲守とある如く然れば音よて行守と訓むに倣ひておこあ四位にして神祇大副を行ふ神祇大副ハ職員令に神祇官といふ定ならむとおもはゆ伯一人云々大副一人掌同伯とありて伯ハ長官あり大副少副ハ次官なり

大中臣朝臣清親 講義云清親ハ二所大神宮例文祭主次第に右大臣正二位神祇伯大中臣朝臣清麻呂公の末孫祭主承頼の末孫神祇大副輔清の一男にて保延四年十二月廿九日神祇大副に任たる由見えたる此人なり
壽詞遠云々申 講義云此處まてハ天皇に申上る詞にて是より下ハ其御前に侍らふ人に宣る辭別の文なり
又申久 講義云上に天皇に奏上る詞の終たる故に其所句切と成て此よりハ別章にて祝詞に辭別云々と云に同じ所なる故に又申久と云起したるにて此より以下に其に侍らふ人々に聞ゆるなり云々儀式に云々奏天神壽詞とある下に群臣皆跪と見えて共退出の下に親王以下皆起とあると以知るべし

天皇朝廷云々 講義云常に朝廷に仕奉る臣下など云とは
輕くして此大嘗會を行はるゝに就て其行事に預りて御許
に仕奉ると云ふ意味あり

親王云々 講義云小齋大齋の親王以下百官、人々の宴と賜
はる限、を云へり

天下四方云々 講義云別に百姓を宴に召さるゝにてハ無
れども悠紀主基に仕奉る國郡司以下雜色人は更なり常
にも國々より在京して仕奉る官人及諸司の下司にも召
されて仕奉る良民とも合せて廣く云るなり讀紀第一の
詔は集侍云々公民諸とあるを始として何の御代なるも
天下に廣く令とる時にハ云ふなり

見食倍云々 講義云な倍ハ給へといふ崇詞なり此食、字物

を食ふ事とたぶると云る其給、字の意なるに常と用るが
故に借て書るなり見給に大嘗齋庭に持齋はり參來て云
々持恐み、くも清まはり仕奉云々などあるを云なり
尊給は皇孫命の大嘗聞食す元由をなり歡給は事の取具、
たるを歡べるなり聞給は天皇に奏す壽詞を百官にも宣
聞ゆればあり

八桑枝乃 講義云彌桑枝にて此木枝の扶梳、榮ゆると以
譬とせるなり乃ハ辭ながら如の意なり云々○今按に此
詞は春日祭詞に出て其所に考と引けり其說異なれど此
も宜しく覺ゆれば擧つ

立榮云々 講義云天皇朝廷に中臣の仕奉るといふ禱ハ右
に云神壽詞あり

所聞食 講義云親王以下の人々に禱言を聞給へとなり玉
勝間に一本に稱辭竟奉久とあり此も悪うらと云れた
れども天皇にこそを壽詞と稱辭定奉と申せれ自餘人等
に稱辭章奉と云ふ事あるべくもあらねば聞食とある方
叶ひて覺ゆ
恐々 講義云辭別の文なから天神壽詞に引續けて天皇の
大御前にて申す故に深く恐みくも申すとなり

祝詞畧解

五卷終

明治十六年九月十一日反刻御届
全 年九月 出版

定價三十拾錢

著述人 東京府士族 久保季 茲

原版主 全 平田胤雄

反刻出版人 大阪府平民 大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

發賣書肆

